

⇒【行政と、市民が一緒になって取り組み】

詳しい内容は、「なごやの熱い日々」というリーフレットにまとめられている。

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室



## 1. 大きく減った、なごやのごみ

20世紀の後半は、たくさんのモノが大量につくられ、豊かな暮らしが実現しました。大量につくられたモノは、短いサイクルで、どんどん新しく変えられました。しかし、ごみをどう扱ってよいかわからなくなってきたとき、ごみは本当は価値のある商品（宝物）であることに、みんなが気づきました。

名古屋市では、藤前干潟の埋め立て問題に端を発し、**行政と、市民が一緒になって取り組み**、大きな成果を上げてきました。

### 1) 藤前干潟とごみ非常事態宣言

20世紀の後半、名古屋市のごみ処理量は増え続け、1998年度には、年間100万トンに迫り、埋立処分場として用いていた愛岐処分場が満杯に近づいていました。名古屋市は、藤前干潟に新たな埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、その藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため、埋め立て中止を求める声が強まっていました。

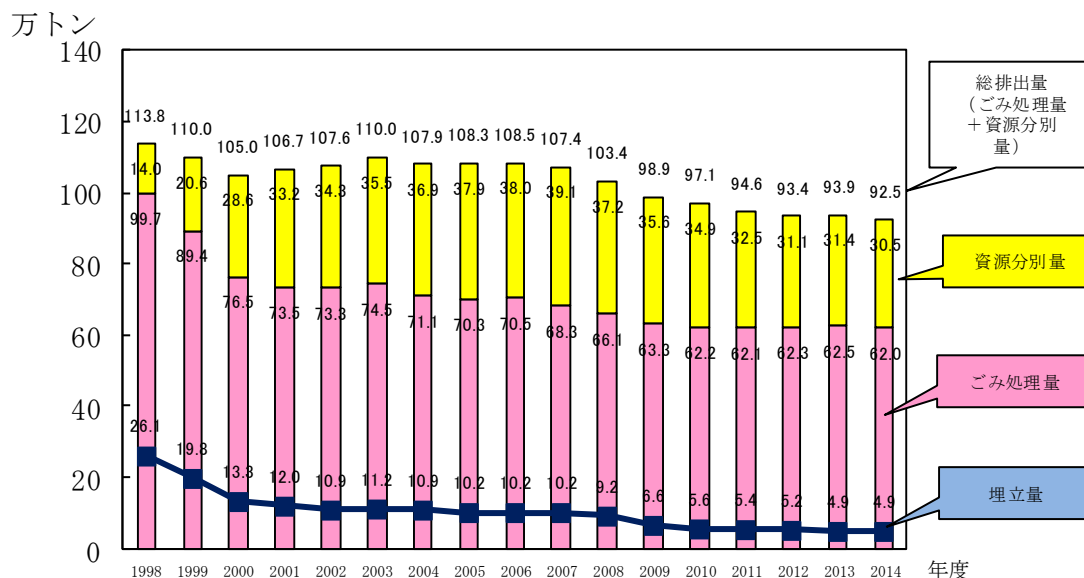
こうしたなか、名古屋市は1999年1月に藤前干潟の埋め立て計画を中止し、同年2月に「ごみ非常事態宣言」を発しました。これを契機に、名古屋市は市民・事業者との協働のもとで、ごみ減量に向けた取り組みを進めました。

### 2) ごみ処理量と埋立量を大幅に削減

名古屋市のごみ減量施策は、ごみの発生から処分・リサイクルまでの流れを大きく変えました。ごみ非常事態宣言が発表された1998年度から2014年度の間、ごみ処理量は38%減少、埋立量は81%減少しました。

また、ごみと資源を合わせた総排出量は製造メーカーによる容器包装の軽量化やインターネット、タブレット端末等の普及による新聞の発行部数・雑誌の販売部数の減少等により2008年度以降大きく減少しています。

＜図表6-1＞名古屋のごみ・資源・埋立量の推移（市内分）





## 日本のリサイクル制度

2000年を境にして、多くのリサイクル関連の法律が施行されました。名古屋の分別・リサイクルの仕組みも、これらに基づいています。

### 容器包装リサイクル法（1997年施行）

消費者…分別／市町村…収集・選別／製造・利用事業者…再商品化

### 家電リサイクル法（2001年施行）

消費者…回収・リサイクル費用負担／小売店…引取り／製造業者…再商品化

### 食品リサイクル法（2001年施行）

食品関連事業者…食品廃棄物の再生利用

### 建設リサイクル法（2001年施行）

工事の受注者…建築物の分別解体、建設廃材等の再資源化

### 自動車リサイクル法（2003年施行）

製造業者…シュレッダーダスト等の引取・再資源化／関連業者…使用済車の引取り

### 小型家電リサイクル法（2013年施行）

認定事業者…再資源化